

居宅介護支援 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	望みの門在宅サービスセンター
指定番号	千葉県 1273100022
所在地	千葉県富津市川名1436
管理者名	立和名 康代
電話番号	0439-80-3741
FAX番号	0439-87-9388
サービスを提供する地域	富津市及び君津市

(2) 事業所の従業者体制

職種	常勤	非常勤	業務内容	
管理者兼介護支援 専門員	1	0	事業所の管理・運営全般	1
介護支援専門員	1	0	居宅介護支援に関する業務	1
主任 介護支援専門員	1	0		1
	3	0		3

*管理者兼務 () 内兼務者数

(3) 窓口開設時間

営業日	月から金曜日 8時30分～17時30分
休業日	土・日曜日・祝祭日及び12月31日～1月3日
備考	営業時間他電話転送にて対応

3. サービスの内容

※ 当法人は、障害者及び高齢者、保護や援助を必要とされる方々への60年余にわたる福祉活動の実践を基盤とし「利用者本位」「利用者満足の最大化」を目的に、利用者の要求事項を満たす居宅介護支援提供を目指して運営しております。

(1) 居宅サービス計画作成について

① 居宅サービス計画の作成

- 1) 担当者が居宅サービス計画を作成します。
- 2) サービスの提供にあたっては懇切丁寧に行い利用者等に対しサービスの提
計画作成に当たり保健・医療・福祉サービスや地域住民による自発的な活動
サービス等位置づけるよう努めます。
- 3) 居宅サービス計画作成にあたり利用者の自立した日常生活の支援を効率的
におこなうため利用者の心身又は家族の状況等に応じ継続的かつ計画的に
居宅サービス等の利用が出来るように努めます。
- 4) 利用者によるサービス選択に資するよう利用者の希望をふまえ公正中立に
居宅サービス事業所等に関するサービス内容利用料等の情報を提供します。
- 5) 計画作成にあたり保健・医療・福祉サービスや地域住民による自発的な活動
サービス等位置づけるよう努めます。
- 6) 居宅介護支援の業務範囲外の内容について、ケアプラン作成やサービス調整
等を行いますが必要に応じほかの専門職等のご紹介を致します。

② 居宅サービス事業者・医療機関等との連絡・調整

③ サービス実施状況の把握調整・調査・アセスメント実施

④ 利用者状態の把握・モニタリング訪問

【テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング】

- ・利用者の状態が安定している。
- ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること(家族のサポート含)
- ・当該モニタリングでは収集できない情報について他のサービス事業所との連携
により収集する。
- ・利用者に対しテレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含めて
具体的な実施方法(居宅への訪問は2月に1回であること等)を懇切丁寧に説
明します。

⑤ 給付管理

⑥ 要介護認定申請に関する協力・援助

⑦ 介護保険施設等の紹介

⑧ 委員会の設置

(2)

【業務継続計画の策定】

- ・業務継続計画(BCP)の策定、感染症や非常災害の発生時において業務を継続実
施、再開するための計画を策定し必要な研修及び訓練を定期的に行うなど
の措置を講じるものとします。

【感染症の予防及びまん延防止のための措置】

- ・感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底の観点から委員会の開催、
指針整備、研修実施、訓練実施を行います。

【ハラスメントの防止に関する事項】

- ・雇用の分野における男女均等な機会及び待遇の確保、当事業所は男女雇用機会
均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメ
ント対策のために、従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発。従業者からの相
談に応じ、適切に対処するための体制の整備・その他ハラスメント防止のために必要

な措置を行う。

【高齢者虐待防止及び身体拘束に関する事項】

- ・事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 立和名康代
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 高齢者虐待防止及び身体拘束廃止研修の実施・委員会開催・指針の整備を実施しています。

4 事業の方針

事業所は、利用者の選択に基づき中立公正なケアマネジメント、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

指定居宅介護支援の提供に際し予め利用者に対しては複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するようにもとめることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることが出来ることを説明します。特定の事業者に不当に偏した情報を提供することや、利用者の選択を求めることなく同一事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することは致しません。

5. 居宅介護支援利用料

(3) 基本料金、地域区分・単価 7級地10.21円。要介護認定を受けた方は、**介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。**

※ 利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1ヶ月当たり）をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、富津市の窓口に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）：（Ⅱ）算定以外	要介護①②	要介護③④⑤
居宅介護支援費（i） 45未満	1086単位	1411単位
居宅介護支援費（ii）40以上60未満	544単位	704単位
居宅介護支援費（iii）45以上60未満	326単位	422単位
居宅介護支援費（Ⅱ）：ケアプランデータ連携システム活用しかつ事務職員配置		
居宅介護支援費（i） 50未満	1086単位	1411単位
居宅介護支援費（ii）45以上60未満	527単位	683単位
居宅介護支援費（iii）50以上60未満	316単位	410単位

(4) 特定事業所加算の区分

該当	特定事業所加算の区分	加算単位
	特定事業所加算無し	0 単位
	特定事業所加算 (I) の適応のある場合	5 1 9 単位/月
	特定事業所加算 (II) の適応のある場合	4 2 1 単位/月
	特定事業所加算 (III) の適応のある場合	3 2 3 単位/月
	特定事業所加算 (A) の適応のある場合	1 1 4 単位/月

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。

厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討会・研修会を実施
事例検討会等の実施計画。地域包括支援センター実施の事例検討会への参加
ヤングケアラー、障害者等に関する事例検討会、研修等に参加していること
加算(加算等に該当した場合介護保険公示上の額にて算定させていただきます)

項目	単位数	算定要件等
初回 加算	3 0 0 単位/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時 情報連 携加算	(I) 2 5 0 単位/ 月 (II) 2 0 0 単位/ 月	(I) 入院当日に情報提供。入院日以前も含む。 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。 (II) 入院後3日以内に情報提供。営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
退院/退 所加算 (I)	(イ) 4 5 0 単位 (ロ) 6 0 0 単位	イ) 必要な情報提供を1回、カンファレンス以外の方法で受けた場合 ロ) 必要な情報提供を1回、カンファレンスにより受けた場合
退院/退 所加算 (II)	(イ) 6 0 0 単位 (ロ) 7 5 0 単位	イ) 必要な情報提供を2回以上、カンファレンス以外の方法で受けた場合 ロ) 必要な情報提供を2回以上受け、うち1回以上カンファレンスにより受けた場合
退院/退 所加算 (III)	9 0 0 単位	必要な情報提供を3回以上受け、うち1回以上カンファレンスにより受けた場合
退院時 情報連 携加算	50 単位/月	必要な情報の提供を行うとともに医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算

緊急時 等居宅 カンフ アレ ンス加 算	200単位/ 月2回限度	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い 必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミ ナルケ アマネ ジメン ト加算	400単位/ 月	在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

(5) 減算

特定事業所集中減算	正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場合、所定単位数の50%で算定
運営基準減算	運営基準に沿った適切な居宅介護支援提供ができていない場合1月/200単位減算
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1/100に相当する単位数減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1/100に相当する単位数減算

(6) 解約料

利用者はいつでも契約を解除する事ができ費用は一切かかりません。

(7) 交通費

サービス提供区域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です

(8) 医療との連携

サービス利用中に、利用者が病院等に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、当該病院等に伝えて頂きますようお願いいたします。主治医師及び関係機関との間において利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせて頂きます。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の体調の変化・病状の急変等の場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供時により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務・個人情報に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守します。個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

9. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため、業務マニュアルを作成し従業者教育を行います。

10. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情等については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室	責任者：立和名康代 担当者：濱崎由実
ご利用時間	月～金 8時30分～17時30分
ご利用方法	電話0439-80-3741

【苦情処理の体制及び手順】

- ・利用者及び利用者のご家族等より苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問等を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は、当該介護支援専門員に事実関係の確認を行う。又把握した状況を職員とともに検討を行い必要に応じ関係者への連絡調整を行う。利用者へ対応方法を含めた結果報告を行う。

【その他当事業所以外相談苦情受付窓口等でも受け付けます。】

市町村等窓口 富津市役所介護福祉課	
電話番号	0439-80-1262
市町村等窓口 君津市役所高齢者支援課	
電話番号	0439-56-1610
千葉県国民健康保険団体連合会	
電話番号	043-254-7428
千葉県運営適正化委員会	
電話番号	043-246-0294

【苦情解決第三者委員】

当法人では苦情解決に社会性或客観性を確保し利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため以下の通り第三者委員を設置します。

飯田眞雄	社会福祉法人理事長住職	富津市富津 3 6	0 4 3 9 - 8 7 - 2 9 1 6
村上恵理也	社会福祉法人理事長牧師	松戸市 1 1 1 0 ・ 5	0 4 7 - 7 1 0 - 7 4 3 0

【提供するサービスの第三者評価の実施状況について】

実施の有無	1. 有	2. (無)
実施した直近の年月日		
実施した評価機関の名称		
評価結果の開示状況		

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し、これを証するため、本書 2 通を作成の上、交付しました。

【事業者】

事業所名 望みの門在宅サービスセンター
 指定番号 千葉県 1 2 7 3 1 0 0 0 2 2
 所在地 千葉県富津市川名 1 4 3 6
 電話番号 0 4 3 9 - 8 0 - 3 7 4 1
 管理者 立和名 康代 印

説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定居宅介護支援について重要事項説明を受け同意しました。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

(本人との関係)

以 上